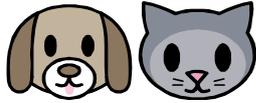


衛生だより



令和2年度第18号(9月)発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

獣医師法第8条第2項の規定に基づく 「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

◆青森県在住62歳:業務停止1年

事件概要: 複数人に自己への投票を依頼しその報酬として現金を供与し、また選挙運動が禁止されている期間に選挙運動をした。さらに、投票が終わった後に選挙運動をしてくれた複数人に現金を供与した。

司法処分: 懲役1年6月、執行猶予5年(公職選挙法違反)

◆静岡県在住59歳:業務停止8ヵ月

事件概要: 被害者の両手首をつかみ被害者が握っていた携帯電話機を無理に取り上げ、さらに被害者の腹部に自己の腹部を押し当てるなどの暴行を加えた。

司法処分: 罰金10万円(刑法208条)

➤ 獣医師の皆様には、獣医師法をはじめとする関係法令を遵守いただくとともに、獣医師の社会的信用を失うことのないようお願い致します。

災害時のペットとの同行避難に関するチラシについて

災害が多発する昨今の状況を踏まえ、ペットとの同行避難(避難所までの避難行動)に関するチラシを環境省が作成しましたので、参考にしてください(別紙)。

★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.html>

届出提出先・お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは？



- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を



もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編>
をご覧ください。

